

# 請求人適格を認めるも、開発非該当で請求を棄却

## 建築確認取消し審査請求にご協力いただいた仰木の里の皆さまへ

幸福の科学学園・関西校の校舎・寄宿舍棟の建築確認取消し審査請求に対し、滋賀県大津市建築審査会で結審された裁決の通知が2012年6月1日に行われ、『開発非該当判断を伴う請求棄却』という裁決が出されました。今回の審査請求にご支援・ご協力いただいた仰木の里住民のみなさま、とりわけ委任状署名に協力頂いた8,300名を超える方々に対し、まち連・号外紙面を通じてではありますが、御礼申し上げます。本号では、今回の裁決結果に対する詳細なご報告をさせていただきます。



## 『地盤問題の審査は建築審査会でも審査可能』と示した新たな判断に

今回の審査請求に対する裁決では、下記のように住民主張が認定された判断がありました。

- ・大規模建築物の敷地崩壊により直接影響を受ける住民として、仰木の里東2丁目の139名、衣川1丁目の180名、**合計319名もの審査請求人の適格が認められたこと。**
- ・**建築審査会には『開発該当判断の審査権限が無い』としなかったこと。**

審査請求に際して8,300名を超える全国最多の委任状署名をいただきましたが、この審査請求の訴え自体、地域の安全性を確認する上で法的、客観的にも正当性なものであることが認められた結果であると思われまます。

## 大津市建築審査会は裁決書の付言として『大津市の行政責任』を指摘

裁決書の結びでは、大津市建築審査会からの付言として、以下のように述べられました。

本件建築物の建築に関わって、3万人を超える反対署名が集まり、地域住民から提出された請願が平成23年2月の大津市議会で採択されるなど、非常に大きな建築反対運動が展開されていることは、**大津市の行政としても重大な事態であると言わざるを得ない。**

本審査会としては、新たにこのような建築紛争が起こらないよう、行政等及び当事者において、何らかの対策が図られることを期待したい。

大津市建築審査会が、請願採択から1年以上が経過した今でも、大津市の行政責任に言及し、対策の必要性を促した事実は、今後の協議に大きな拘束力を持つと考えられます。

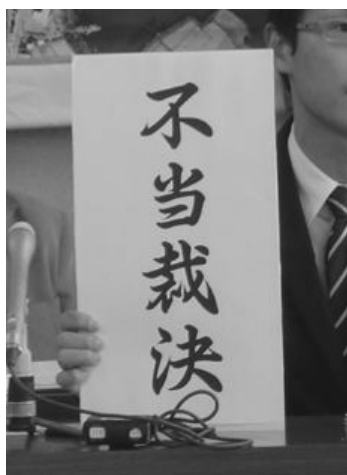
## 審査請求を通じ、住民は地盤分析結果への科学的見地での判断を要求。

今回の審査請求では、開発非該当の前提で下ろされた建築確認に対して、建築確認・開発非該当の法基準を大幅に超えた掘削工事を伴う工事実態が指摘されたことに加え、東日本大震災で甚大な被害を引き起こした地形で知られる「谷埋め盛り土」から成る大規模傾斜地である建設用地に対する地盤データ解析結果より地盤安全性に疑義が認められたこと、更には着工前より既に地滑りの兆候が目視観測されたことが指摘されており、**建築確認のみならず開発行為該当性と地盤安全性の疑義が主な論点でした。**審査の過程では、**処分庁からのボーリングデータが資料として入手できたことから、住民と専門家はデータに基づく更に詳細な地盤分析を行い、大津市建築審査会に専門家としての科学的見地での判断を委ねました。** (裏面に続く→)

## 住民の地盤分析結果に触れず。行政機関の判断引用のみで開発非該当。

しかし、裁決書に記載の判断は住民要望の『専門家としての科学的見地での判断』からは程遠い引用によるものでした。開発該当性と地盤に関する大津市建築審査会の見解は以下の通りです。

- ・ 開発該当性については、大津市や大津市開発審査会の判断を根拠に、「当審査会としても、これらの判断等は妥当なものであり、本件建築計画について開発許可は要しないと解する」
- ・ 地盤の安全性については、建築確認手続きを担当した処分庁などが「工学的判断の上で確かめている」ことから、建築基準法に「抵触することはない」と判断。
- ・ 学園に土地を販売した UR 都市機構や大津市への聞き取り結果だけを根拠に、「がけ崩れ等による被害のおそれがある敷地であるとはいいがたい」と結論。



請求人である住民は、専門家らと行った地盤に関するデータ分析結果を根拠に、大津市やUR、建築確認を行った処分庁の判断に対して異を唱えていました。しかし、裁決書の棄却理由は、大津市建築審査会の独自の判断ではなく、専ら大津市、UR、処分庁の判断が根拠とされていました。特筆すべきは、大津市、UR、処分庁が行ったとされる工学的検討事例に関する具体的な説明が全く無い一方で、住民が提出した地盤分析結果を引用した上での見解の相違の説明や否定する判断も一切述べられなかった点です。このように、地盤分析結果という核心に触れず、科学的見地に基づかない判断であったため、審査請求で意図した『地盤安全性の疑義』に対する住民不安解消に至らないまま、開発非該当の判断だけが通告された裁決でした。また弁護団からはこのような裁決に対して「専門的判断理由なき裁決は、審査会の職責放棄」とのコメントがありました。

## 私たちは今後も積極的に取り組んで行きます

確かに、裁決では住民の請求は棄却されました。しかしながら、住民が確かめたいと願った事実について、不安の解消に繋がる見解が得られたわけではありません。何も終わっていないのです。まち連では、今後の取り組みとして、以下のようにご提案させていただきます。

- 「地盤安全性の疑義」に対する住民不安解消の点では、大津市長が約束した住民指定の専門家との協議予定があり、引き続き解明に取り組めます。他の取り組みも検討中です。
- 学校設置認可の可否についての妥当性を十分に審議していただくために、私学審議会に対しては公聴会を求めるなど、継続して取り組めます。

開校までの時間は限られていますが、今後も積極的に活動してまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 「幸福の科学学園建設に関する報告会」のお知らせ

日時、場所：6月10日（日）午後2～4時、仰木の里市民センター3階大会議室  
内容 ○審査請求の結果報告、○今後の取り組みについて、○質疑応答、意見交換